

川口市立小中学校適正規模・適正配置基本方針（改定版）（案）の  
パブリック・コメント実施における市民提出意見等への対応方針一覧

意見募集期間	令和8年2月2日（月）から令和8年3月4日（水）
当該基本方針改定案の概要	<p>教育委員会では、児童生徒数の減少や地域による学校規模の偏りに対応し、教育環境の維持向上を図るため、平成24年に「小中学校適正規模適正配置基本方針」を策定し、社会情勢や国が示す教育方針の変化等に伴い、令和2年に1度目の改定を行いました。</p> <p>本市の児童生徒数の減少や学校施設の老朽化が、今後、一層進むことが予測される中、児童生徒にとってより良い教育環境の整備と教育の質のさらなる充実に加え、将来に渡って持続可能な地域社会の構築に資することを目的に、今回、2度目となる改定を行います。</p> <p>今回の改定では、今後の市内全域を対象とする学校再編を見据え、適正規模・適正配置の基本的な考え方を整理し、新たな基準の設定やこれまでの基準を一部見直す等、将来的な学校の在り方を示す方針とするものとしています。</p>
意見提出者	7人
意見件数	21件
意見内容	以下のとおり

No.	【意見の主旨】	【市の考え方】	【案の修正】
1	<p>小学校の大規模校の分散について検討願いたい。</p> <p>現在の適正規模校においても今後の児童減少は目に見えており、小規模校に該当してしまう。</p> <p>現時点で大規模校の適正化に取り組むべき。</p> <p>平均児童数を超える学校については、分散を検討するべきではないか。</p> <p>また、通学範囲および、地域児童数からの分布においても算出する必要があると考える。</p> <p>地域による児童の居住率からも検討することでより偏りが無い児童数の分布になると考える。</p>	<p>大規模校への対応につきましては、局所的な人口増加地域や今後の利用教室の確保等の観点から、適正化に向けた取り組みが必要であるものと考えております。</p> <p>具体的には、通学区の整理による適正化を検討しており、これまで地域ごとの児童生徒数に関する現状や推計について検討を進めております。</p> <p>頂戴いたしましたご意見につきましては、今後の通学区の調整等に取り組む際の参考にさせていただきます。</p>	修正なし
2	<p>特定の小学校で外国籍の児童が非常に増えている。</p> <p>外国籍の児童が特定の学校に集中すると、日本語指導が必要な子が増え、通常学級の学習環境にも影響が出ないかと心配している。</p> <p>方針案にある「地域差の是正」や「公平な教育環境」という言葉は大変重要だと思う。今の状況は、児童構成の偏りによって教育環境に差が生まれ始めている例ではないか。</p> <p>居住の地域は、「地域差の拡大」や「教室確保の難しさ」といった課題が、他の地域よりも早く、強く現れている。</p> <p>これは単なる学校規模の問題ではなく、特定の学校に負荷が集中している、地域特有の課題だと考える。</p> <p>「外国籍児童の偏在」といった実態を踏まえた、より丁寧な検討を強くお願いしたい。</p> <p>例： ・外国人児童の偏在を踏まえた学区の見直し ・支援の増員だけに頼らない偏在を是正する仕組み作り ・教職員の負担が特定の学校に集中しない体制の整備</p>	<p>地域特有の課題につきましては、児童生徒数や学級数の規模、日本語指導が必要な児童生徒数、特別支援学級の配置、幹線道路の有無等、様々な課題を勘案し学区の再編も含めて、総合的に整理してまいりたいと考えております。</p> <p>頂戴いたしましたご意見につきましては、今後の学校再編計画の他、地域別の再編推進プランを作成する際の参考にさせていただきます。</p> <p>なお、体制の整備につきましても、日本語初期指導教室拠点校の拡充や編入時の手続きの流れを整備することで、教職員の負担軽減を図ってまいります。</p>	修正なし
3	<p>小規模校のメリットとデメリットについて、不登校児童生徒の増加という観点からも、小規模校のメリットを重視するべき。</p>	<p>小規模校のメリットにつきましては、当該方針でもお示ししておりますとおり、理解しているところでございます。</p> <p>今後の学校再編につきましては、小規模校の統廃合のみを考えるのではなく、学区の整理等を含め、市内全体で学校規模の適正化に向けた取り組みを進めるものでございます。</p>	修正なし
4	<p>大規模校のデメリットも明らかにし、具体的対策を示すべき。義務教育学校も含め、統廃合によって大規模校をあえて作り出すようなことをしないでほしい。統廃合を実施すれば学区が広がり、通学距離や通学時間も長くなる。広すぎる学区は大きな問題である。</p>	<p>今後の学校再編につきましては、市内全ての学校を義務教育学校や大規模校に集約することを計画するものではありません。通学距離や通学時間につきましては、市内全体の学校再編を見据えた上で、適正配置に関する基準にお示したとおり、新たに設定し、通学条件を整理しております。</p>	修正なし

5	市の基準等により、今後どうしても統廃合が必要と思われる小中学校があった場合には、統廃合を決定してから対象校の保護者、地域住民に説明するのではなく、保護者、児童生徒に対して、決定前に丁寧な説明をおこない、意見交換の場を設けてほしい。	学校の統廃合等につきましては、児童生徒をはじめ、保護者や地域全体に関わる大きな変化になることは認識しております。 当該基本方針に基づき、今後、学校再編計画及び地域別の再編推進プランを作成してまいりますので、取り組みの周知や連絡協議会の設置等、丁寧に取り組んでまいります考えでございます。	修正なし
6	統廃合等の条件について、学校の校舎が老朽化・建て直すための統廃合は言語道断である。「施設の老朽化によって改築等が必要となった学校については～」を削除すべき。	今後の学校再編においては、児童生徒の教育環境の整備と教育の質の向上を最優先の事項と認識しております。 その上で、校舎等の建て替え計画との連携は不可欠であり、更新時期を迎える全ての学校を統廃合の対象校とするものではなく、あくまでも、子ども達の安全を最優先として必要な改築は進めながら、施設の更新計画と連携して、効率的・効果的な学校再編に取り組む予定でございます。	修正なし
7	統廃合等の進め方について、「過小規模の状態が2年継続し、翌年以降も継続的に過小規模が予想される場合、統廃合の検討を開始する」ことを、過小規模校として上がっている学校の保護者に今の段階で知らせるべき。	学校の統廃合等につきましては、児童生徒をはじめ、保護者や地域全体に関わる大きな取り組みであることは認識しております。 当該方針に基づき、今後、学校再編計画及び地域別の再編推進プランを作成してまいりますので、取り組みの周知や連絡協議会の設定等、丁寧に取り組んでまいります考えでございます。	修正なし
8	統廃合等に関する基準について、過小規模校では児童生徒が思考力や表現力、判断力、問題解決能力等を育み、社会性や規範意識を身に付けることが難しい根拠を示してほしい。	本市の将来を担う子ども達が、変化の激しい社会の中で他者と関わり、多様な考え方を理解していくためには、一定の集団の中で、認め合い、協力し合うことが必要であるものと考え、小中学校の適正規模・適正配置に取り組む考えでございます。 学校規模が児童生徒に及ぼす影響につきましては、国の手引では、クラス替えができる規模となったことから、友人が増え、男女比の偏りが少なくなったことや、切磋琢磨する環境の中で学習意欲や向上心が高まったことなどが報告されております。	修正なし
9	通学時間について、小学校1年生にとって30分は酷だと思う。せめて20分にしてほしい。	通学時間の基準につきましては、国においては、おおむね1時間程度が目安となるなか、他自治体の状況や市内全体の現状を鑑み、おおむね30分とさせていただきます。 頂戴いたしましたご意見につきましては、今後の通学区の調整等に取り組む際の参考にさせていただきます。	修正なし
10	利用教室の確保について、外国籍の児童生徒が日本語を習得できるように、日本語指導教員の数を増やすこと、指導時数の確保・指導教室の確保、指導内容の充実などを要望する。	日本語指導教室に伴う利用教室の確保につきましては、適正規模・適正配置の課題として認識しております。 教員の増員や指導時数の確保、指導内容の充実につきましては、教育局内で共有してまいります。	修正なし
11	適正規模に関する基準について、今後の児童生徒数の減少を考えると小規模化は避けられないし、小規模学級によるデメリットは否定できませんが、教職経験上メリットも多々ある。 ゆき届いた教育を児童生徒に保障するために少人数学級、学校の小規模化の有意性を考慮していただきたい。 過小規模校の安易な廃止はほしくないでほしい。	1学級あたりの上限人数につきましては、学校規模に関わらず国の方針で35人（中学校については令和8年度から順次移行）となっておりますことから、少人数学級に関する内容は、当該方針で扱うものではないと考えております。 また、今後の学校再編につきましては、小規模校の統廃合のみを考えるのではなく、学区の整理等を含め、市内全体で学校規模の適正化に向けた取り組みを進めるものと考えております。	修正なし
12	義務教育学校の設置について、現行の教育制度（小学校と中学校）を凌ぐ教育となる根拠を説明してほしい。 また、義務教育学校の適正規模は「18～36学級（1学年2～4学級）」とあるが、この基準によるとマンモス校の設置を想定していないと読み取れるが確認したい。	義務教育学校につきましては、小学校・中学校の区切りをなくした教育課程9年の学校制度であり、柔軟な教育計画のもと、異学年との交流機会の増加や中学校入学後の不登校生徒の解消等が期待できるものと考えております。 また、義務教育学校の設置にあたっては、統廃合の対象となった際に、立地等の地域性によって近隣校との統廃合が困難な場合の学校の在り方として検討をするものであるため、現段階において、義務教育学校の大規模化は想定しておりません。	修正なし
13	統廃合等に関する基準について、基準を機械的に適用すると弊害が出る。児童生徒の状況、教職員の意見・要望、地域住民などの意見要望を十分聴取し、検討を重ねて納得・合意を得た結論を導き出すことを要望します。	学校の統廃合等につきましては、児童生徒をはじめ、保護者や地域全体に関わる大きな取り組みであることは認識しております。 当該方針に基づき、今後、学校再編計画及び地域別の再編推進プランを作成してまいりますので、周知や連絡協議会の設定等、丁寧に取り組んでまいります考えでございます。	修正なし
14	今後の学校の在り方に向けた検討について、市民にひらかれた市政・ひらかれた教育を進めるうえで、トップダウンでなく、ボトムアップで物事を進めることが大切である。納得と合意を大切に、今後の学校の在り方等について議論を進めてほしい。	頂戴いたしましたご意見につきましては、今後の学校再編計画の他、地域別の再編推進プランを作成する際の参考にさせていただきます。	修正なし

15	<p>学校施設の有効活用・利用について、学校は児童・生徒への教育の場であるとともに、地域住民の諸活動利用の場となっている。大規模災害が発生した時には、地域住民の避難場所となる重要な公共施設である。仮に学校が統廃合となった場合には、「壊す・つぶす」のではなく改修して多目的利用ができる場所として有効利用するよう要望する。</p>	<p>地域における学校施設の役割は認識しているところでございます。 現時点において、対象地域や学校が決定しているものではなく、跡地利用についても検討前でありますので、頂戴いたしましたご意見につきましては、今後の検討の参考にさせていただきます。</p>	修正なし
16	<p>川口市立小中学校在り方審議会の委員の人選について、今回の審議委員の中に在籍児童生徒の保護者はいるのか。今後もこのような委員会が継続するようなので、在籍児童生徒の保護者参加を求めてほしい。</p>	<p>同審議会の委員につきましては、学識経験者、知識経験者、市民の代表、市立学校の校長などで構成されており、委員の中には、PTA関係者や在籍児童生徒の保護者も含まれております。 詳細につきましては、市ホームページに川口市立小中学校在り方審議会に関するページを掲載しておりますので、そちらからもご確認いただくことができます。</p>	修正なし
17	<p>公開で市民の意見を聴く会（仮称）の開催について、市民の意見を聴くパブコメは、民主的な在り方として大切なことであるが、パブコメのみでは、双方向のやり取りができない。 今後、「公開で市民の意見を聴く会」の開催をすることを要望する。</p>	<p>頂戴いたしましたご意見につきましては、今後の学校再編計画の他、地域別の再編推進プランを作成する際の参考にさせていただきます。</p>	修正なし
18	<p>子供を小規模校に通わせている。隣の小学校も人数が少なく、迅速な合併を検討していただきたい。 今回の方針で、数年単位での計画をされていることは理解できるし、数十年先を予測するとさらに広域での統合が必要なも理解できるが、現在の教育環境もきちんと考慮してほしい。 数十年後の広域での学区編成を前提に、数年単位での細かな学区編成も検討してほしい。</p>	<p>当該方針の基準に該当する学校につきましては、今後、策定を予定している学校再編計画と並行して、学校関係者や保護者に加え、地域にお住いの方々などからのご意見などを踏まえ、地域性に即した検討を進めてまいりたいと考えております。</p>	修正なし
19	<p>適正規模・適正配置の考え方の冒頭にある、「児童生徒が多様に変化の激しい社会を生き抜いていくため～切磋琢磨することを通じて～重要」とあるが、そうなのだろうか。WHOは世界各地からの論文を分析し、「教育機関は小さくしてはならない（生徒100人を上回らない規模）」、「教育機関内部の集団（学級）の規模に関しても意見の相違は全くなく、小さな規模を保たなければならないという考え方で完全に一致している。」と発表している。 世界の流れは小規模学校と少人数学級である。先生たちは学年全員の名前と性格を知っている。校長先生も学校全部の子どもとお話している。理想の学校です。規模が小さいと、いろいろな経験のチャンスが多くなると思う。</p>	<p>学校の適正規模につきましては、国の基準を参考に本市の状況を踏まえて設定しており、小規模校のメリットにつきましては、当該方針でもお示ししておりますとおり、理解しているところでございます。 今後の学校再編は、小規模校の統廃合のみを進めるものではなく、市内全体で学校規模の適正化に向けた取り組みを進めてまいります。 また、1学級あたりの上限人数につきましては、国の方針で35人（中学校については令和8年度から順次移行）となっていることから、今後、国や県の基準の変更等が示され、本市の状況が大きく変わることがあれば、改めて考えてまいります。</p>	修正なし
20	<p>通学時間がおおむね30分以内で通学できる範囲とありますが、大人でも通勤などで駅まで30分というのは長いと思う。小学1年生がランドセルなど背負って歩くというのには、とても負担である。</p>	<p>通学時間の基準につきましては、国においては、おおむね1時間程度が目安となるなか、他自治体の状況や市内全体の現状を鑑み、おおむね30分としたところでございます。 頂戴いたしましたご意見につきましては、今後の通学区の調整等に取り組む際の参考にさせていただきます。</p>	修正なし
21	<p>義務教育学校の規模の上限を川口市では引き上げる案となったのは、検討して欲しい。 小学校の前期課程から教科担任制を増やすとのことだが、現場で行われている教科担任制は子どもたちにとって、また、先生たちにとって学びあえるものになったのか、振り返って欲しい。 「統廃合等については中長期的な視点に基づき、慎重かつ丁寧な検討が必要であることを考慮しなければなりません。」とあるように、統廃合等の計画が地域や子どもたちの未来を阻むものとならないように、熟慮してほしい。</p>	<p>義務教育学校の設置につきましては、今後の学校再編における手法の一つとして検討しているところであり、教育課程を含め、具体的な内容については、慎重かつ、さらなる調査研究が必要であると考えております。 頂戴いたしましたご意見につきましては、今後の学校再編計画の他、地域別の再編推進プランを作成する際の参考にさせていただきます。</p>	修正なし